市長の所轄する社会福祉法人に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第30条第１項第１号の規定により市長が所轄庁となる法第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）に関し、法及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（設立認可の申請書等）

第２条　省令第２条第１項の申請書は、社会福祉法人設立認可申請書（様式第１号）によるものとする。

２　省令第２条第３項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

⑴　設立者が２人以上の場合にあっては、設立の意思の決定を証明する書類

⑵　役員となるべき者の印鑑登録証明書

⑶　法人設立後に施設を設置し、当該施設を経営する事業を行う場合にあっては、次に掲げる書類

ア　施設建設計画書及び設備整備計画書

イ　施設建設計画及び設備整備計画の内容が確実であることを証明する書

　類

ウ　施設建設及び設備整備に負債を予定する場合は、その償還計画を記載した書類及びその償還計画が確実であることを証明する書類

エ　施設の長の就任承諾書、印鑑登録証明書、履歴書及び施設の長の資格を満たすことを証明する書類

⑷　設立認可申請の際現に申請に係る事業を行っている場合にあっては、申請前おおむね２年間における当該事業の概要を記載した書類及び収支計算書

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（設立登記の届出）

第３条　法人は、法第29条第１項の規定により設立の登記をしたときは、社会福祉法人設立登記完了届（様式第２号）に当該登記に係る登記事項証明書及び登記所に届け出た印鑑の証明書を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（財産移転の報告）

第４条　省令第２条第４項の規定による報告は、社会福祉法人財産移転完了報告書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

⑴　設立当初の財産目録

⑵　財産の移転について登記所、銀行等が証明する書類

（定款変更認可の申請書等）

第５条　省令第３条第１項の申請書は、社会福祉法人定款変更認可申請書（様式第４号）によるものとする。

（定款変更の届出書等）

第６条　省令第４条第２項において読み替えて準用する省令第３条第１項の届出書は、社会福祉法人定款変更届（様式第５号）によるものとする。

２　前項の届出書には、省令第４条第２項において読み替えて準用する省令第３条第１項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる変更事項の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

⑴　事務所の所在地　変更後の事務所の所有又は使用の権限を証明する書類

⑵　資産に関する事項（基本財産が増加した場合に限る。）　増加した基本財産の帰属を証明する書類

（基本財産の処分等の申請）

第７条　法人は、基本財産を処分することについて、定款の定めるところにより市長の承認を受けようとするときは、社会福祉法人基本財産処分承認申請書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

⑴　定款に定める手続を経たことを証明する書類

⑵　財産目録

⑶　処分する物件が不動産の場合は、当該物件の登記事項証明書及び価格評価書

⑷　処分によって得た資産の使途を明らかにする書類

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

２　法人は、基本財産を担保に供することについて、定款の定めるところにより市長の承認を受けようとするときは、社会福祉法人基本財産担保提供承認申請書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

⑴　定款に定める手続を経たことを証明する書類

⑵　財産目録

⑶　担保に供する物件が不動産の場合は、当該物件の登記事項証明書及び価格評価書

⑷　担保提供の原因となった借入金等の使途を明らかにする書類

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（一時評議員等の選任の請求）

第８条　法第42条第２項及び第45条の６第２項の規定による一時評議員の職務を行うべき者又は一時役員の職務を行うべき者（以下「一時評議員等」という。）の選任の請求は、社会福祉法人一時評議員等選任請求書（様式第８号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

⑴　法人の登記事項証明書

⑵　請求人と法人との関係を明らかにする書類

⑶　一時評議員等として選任を請求される者の就任承諾書、印鑑登録証明書及び履歴書

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

　（評議員会の招集の許可申請）

第９条　法第45条の９第５項の規定により市長の許可を得ようとするときは、社会福祉法人評議員会招集許可申請書（様式第９号）に同条第４項の規定に基づく評議員会の招集の請求をしたことを証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

（解散の認可又は認定の申請書等）

第10条　省令第５条第１項の申請書は、社会福祉法人解散認可・認定申請書（様式第10号）によるものとする。

２　解散の認可又は認定を受けた法人は、解散の登記及び清算人の就任の登記をしたときは、社会福祉法人解散登記等完了届（様式第11号）にこれらの登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（解散の届出）

第11条　法第46条第３項の規定による届出は、社会福祉法人解散届（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

⑴　定款に定める手続を経たことを証明する書類

⑵　財産目録及び貸借対照表

⑶　残余財産及びその処分方法に関する書類

⑷　処分すべき財産の種類及び価格を証明する書類

⑸　負債関係及び負債処理の方法に関する書類

２　前条第２項の規定は、前項の規定による届出をした清算人が解散の登記及び清算人の就任の登記をしたときについて準用する。

（清算人の届出）

第12条　法第46条の６第４項及び第５項の規定による届出は、社会福祉法人清算人異動届（様式第13号）に就任した清算人の就任承諾書を添付して行わなければならない。

（清算結了の届出）

第13条　法第47条の５の規定による届出は、社会福祉法人清算結了届（様式第14号）に清算の結了の登記後の登記事項証明書及び清算書を添付して行わなければならない。

（合併認可の申請書等）

第14条　省令第６条第１項の申請書は、社会福祉法人合併認可申請書（様式第15号又は様式第16号）によるものとする。

２　吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人は、合併による解散の登記及び合併による変更の登記又は設立の登記をしたときは、社会福祉法人合併完了届（様式第17号）にこれらの登記後の登記事項証明書を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

　（社会福祉充実計画承認の申請書）

第15条　省令第６条の13の申請書は、社会福祉充実計画承認申請書（様式第18号）によるものとする。

　（承認社会福祉充実計画変更承認の申請書）

第16条　省令第６条の18の申請書は、承認社会福祉充実計画変更承認申請書（様式第19号）によるものとする。

　（承認社会福祉充実計画変更の届出書）

第17条　省令第６条の20の届出書は、承認社会福祉充実計画変更届出書（様式第20号）によるものとする。

　（承認社会福祉充実計画終了承認の申請書等）

第18条　省令第６条の21の申請書は、承認社会福祉充実計画終了承認申請書（様式第21号）によるものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

　⑴　終了前の承認社会福祉充実計画を記載した書類

　⑵　その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証明する書類

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年６月13日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年３月25日規則第９号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年４月８日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

　　　附　則（平成29年３月31日規則第23号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。